

市の危機管理・災害対応 イメージ図

- 留意事項:市の危機管理部署に関して
- ①災害から被害の局限化を図ることが目的。
 - ②平時、有事等の時期的特性に応じた業務が求められる。
 - ③有事を前提とした平時の業務が求められる。
 - ④有事に活躍できなければ存在意義は無い。

平時

平時からの備えが有事での生死を分ける。
下記1～5のいずれも欠けてはならず、**総合的な取り組み・危機管理**が求められる。

1. 防災計画作成・更新

- ①市の防災計画整備
- ②BCPの整備
- ③避難所マニュアル等の整備と更新。
想定する有事に対応した計画の作成。他項目の基本となる。



3. 防災訓練



- ①市の災害対策本部訓練
- ②市の総合防災訓練
- ③地域の防災・避難訓練等
市職員や市民の**防災意識の高揚**、関係の強化、**計画の検証**、**対応力向上**等ができる。

5. 啓発活動等

- ①防災計画等の周知
- ②**共助・自助の促進**



2. 体制整備



- ①市の危機管理体制整備
- ②消防力・地域力等の強化
- ③関係機関との連携強化
- ④受援体制の整備
- ⑤災害用備蓄物資の調達等
組織力等を強化して、**有事での迅速な対応**を可能にする。

4. インフラ整備



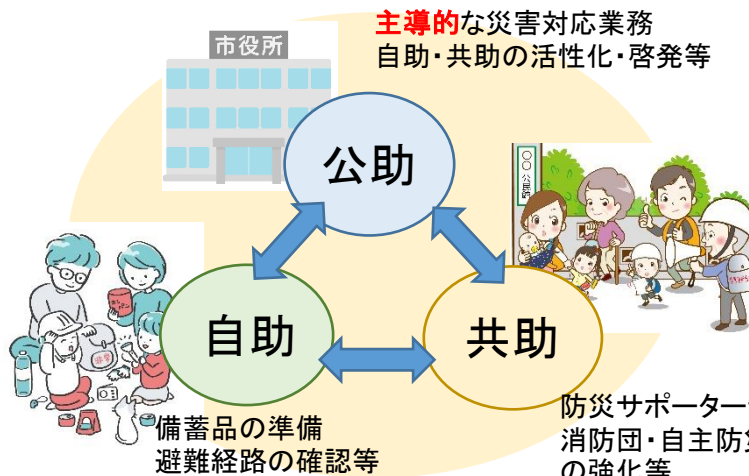
- ①施設等の耐震改修
- ②避難経路となる道路整備
- ③避難所となる施設整備
- ④防災無線の整備等
災害に強いまちづくり

災害発生



災害対応には三助の連携が欠かせない。

主導的な災害対応業務
自助・共助の活性化・啓発等



発生直後の死傷者の最小限化

1. 迅速な避難行動



事前の避難、あるいは災害直後の避難により2次災害を避ける。

3. 家屋等の被害局限



耐震改修等で地震等からの家屋被害・インフラ損壊を局限化し、住民等を守る。

震災関連死の防止

6. 円滑な避難所運営



厳しい避難所生活において、環境整備と円滑な避難所運営を行い、**避難者の負担軽減**を図る。

2. 迅速な救助活動



消防、警察、自衛隊、市民等で迅速な救助活動を行う。

4. 的確な災害対策本部運営



市は情報収集等を行い、災害対策本部で調整し、適切な場所に必要の人員・機資材等を配置する。

5. 迅速な復興活動・生活支援



インフラ復旧や家屋等の復旧を迅速に行い、また給水や罹災証明書の発行等、**市民生活の安定化**を図る。ボランティア活動も含め、関係機関と連携し市が中心となって活動を進める。

有事

有事は平時の備えを最大限活かすとともに、様々な生じる不測事態に市が中心となって関係機関・市民等と力を合わせて対応し、**災害被害の局限化**を図る。